



在来種  
クロマルハナバチ

トマト等の花粉交配には  
**在来種**  
クロマルハナバチの  
導入を積極的に検討して下さい。

やむを得ずセイヨウオオマルハナバチを花粉交配に利用する場合は、必ず環境省の許可を取得して飼養して下さい。

セイヨウオオマルハナバチは、外来生物法(平成16年法律第78号)の特定外来生物に指定され、平成18年9月1日より飼養等が規制されています。花粉交配等の利用に当たっては、必ず環境省の許可を取得して下さい。

既に許可を取得していても、有効期間は3年間です。この期間を過ぎた後も飼養する必要がある場合は、作物の栽培に支障をきたすことのないよう、有効期間内に更新手続きを行って下さい。



特定外来生物  
セイヨウオオマルハナバチ

お問い合わせは、お近くの農協、取扱い業者  
又は農業改良普及センターまで